

# I 調査の概要

## 1 調査の目的

本調査は、市町及び検診実施機関で行われたがん検診の実施状況や精度管理の状況を把握・評価することを目的として、健康増進法（平成14年法律第103号）第19条の2に基づく健康増進事業として市町が実施したがん検診の実施状況を調査したものである。

## 2 調査内容

### (1) がん検診の実施体制

直近のがん検診の実施体制について調査した。（平成29年9月末日時点）

### (2) 平成28年度がん検診（スクリーニング）の結果

平成28年度がん検診（スクリーニング）の実施状況について調査した。（平成29年9月末日時点）

### (3) 平成27年度がん検診（精密検査）の結果

平成27年度がん検診受診者のうち要精密検査であった者の精密検査（以下「精検」という。）の結果について調査した。（平成29年9月末日時点）

### ※ 主な変更点

ア 対象者数における市町村人口等は、「平成27年度国勢調査報告書（総務省統計局）」により算出したこと。

イ 胃がん検診の検査項目、対象者、受診間隔、乳がん検診の検査項目が変更されたこと。

（P3参照）

## 3 集計方法

市町からの報告（宇都宮市を除く）を広域健康福祉センターで1次集計し、宇都宮市及び広域健康福祉センターの集計分を栃木県健康増進課で2次集計した。

## 4 対象者数の算出について

(1) がん検診対象者数（別表参照）については、「今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方について」（平成20年3月 がん検診事業の評価に関する委員会）及び「市町村がん検診事業の充実強化について」（平成21年3月18日付け健総発第0318001号 厚生労働省健康局総務課長通知）に示された以下の算出方法を用いた。

市町村事業におけるがん検診対象者数＝市町村人口－就労者数＋農林水産従事者  
\* 「市町村人口」等は、平成27年度国勢調査報告書（総務省統計局）の40歳以上（胃がんは50歳以上、子宮頸がんは20歳以上）  
\* 男女ごとに算出

(2) 各比率の算出に当たっては、原則、算出対象年度ごとに、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針について」（平成20年3月31日付け健発第0331058号 厚生労働省健康局長通知）による各がん検診の対象年齢及び検査項目を受診している者を対象とした。

## 5 この調査に用いる主な比率及び用語の解説

(1) 受診率：がん検診対象者のうち、実際に検診を受けた者の割合

【計算式】

$$\text{受診率}(\%) = \text{受診者数} \div \text{検診対象者数} \times 100 \quad \text{※図} \quad \text{②} \div \text{①} \times 100$$

※ ただし、胃がん（平成28年度）、乳がん、子宮頸がんは、次の算出方法による。

$$\text{受診率}(\%) = (\text{前年度の受診者数} + \text{当該年度の受診者数} - \text{前年度及び当該年度における2年連続受診者数}) \div \text{当該年度の対象者数} \times 100$$

（解説）

・受診率は高いことが望ましい。

(2) 要精検率：がん検診受診者のうち、診断結果が「精検が必要」とされた者（要精検者）の割合

【計算式】

$$\text{要精検率}(\%) = \text{要精検者数} \div \text{検診受診者数} \times 100 \quad \text{※図 } ③ \div ② \times 100$$

(解説)

- ・検診受診者の中でその疾患にかかっている者が多い場合には、一般に要精検率が高くなる。
- ・検診において、過度に要精検率が高い場合には、精検が必要でない者が「要精検」と判断されている可能性があり、逆に過度に要精検率が低い場合には、精検が必要な者が精検不要と判断されている可能性がある。

(3) 精検受診率：要精検者のうち、精検を受けた者の割合

【計算式】

$$\text{精検受診率}(\%) = \text{精検受診者数} \div \text{要精検者数} \times 100 \quad \text{※図 } ④ \div ③ \times 100$$

(解説)

- ・精検受診率は高いことが望ましい。
- ・精検を受けなかった者（精検未受診者）が多い場合や、精検の結果が把握されていない者（精検結果未把握者）、精検を受診したか否かが把握できていない者（精検受診未把握者）が多い場合、精検受診率が低くなる。
- ・精検受診率が低い場合、がん発見率や陽性反応適中度が低くなる。

(4) 陽性反応適中度：要精検者のうち、がんが発見された者の割合

【計算式】

$$\text{陽性反応適中度}(\%) = \text{がんであった者の数} \div \text{要精検者数} \times 100 \quad \text{※図 } ⑥ \div ③ \times 100$$

(解説)

- ・陽性反応適中度は、高いことが望ましい。
- ・検診実施機関においてがんを適切に発見出来ない場合や、市町において精検結果が把握されていない場合は低くなる。

(5) がん発見率：がん検診受診者のうち、がんが発見された者の割合

【計算式】

$$\text{がん発見率}(\%) = \text{がんであった者の数} \div \text{検診受診者数} \times 100 \quad \text{※図 } ⑥ \div ② \times 100$$

(解説)

- ・がん発見率は高いことが望ましい。
- ・がん発見率は有病率が低い集団が受診している場合や精検結果が把握されていない場合は低く、有病率が高い集団が受診している場合は高くなる傾向がある。

(6) (精検) 未把握率：精検結果や精検を受診したか否かが把握できない者の割合

【計算式】

$$\text{未把握率}(\%) = (\text{精検受診者の精検結果未把握者数} + \text{精検未把握者数}) \div \text{要精検者数} \times 100 \quad \text{※図 } (⑦ + ⑧) \div ③ \times 100$$

100

(7) 精検未受診者率：要精検者が精検を受診しなかったことが判明している割合

【計算式】

$$\text{精検未受診者率}(\%) = \text{精検未受診者数} \div \text{要精検者数} \times 100 \quad \text{※図 } ⑨ \div ③ \times 100$$

(8) 精検未受診・未把握率：要精検者で精検結果未把握者、精検受診未把握者、精検未受診者の割合

【計算式】

$$\text{精検未受診・未把握率}(\%) = (\text{精検結果未把握者数} + \text{精検受診未把握者数} + \text{精検未受診者数}) \div \text{要精検者数} \times 100 \quad \text{※図 } (⑦ + ⑧ + ⑨) \div ③ \times 100$$

※図

対象者①							
受診者②						未受診者	
要精検者③							
精検受診者④				精検結果未把握者⑦	精検受診未把握者⑧		精検未受診者⑨
精検結果把握者⑤							
異常なし	がんであった者⑥	がん以外の疾患であった者					

(国の指針により推奨されるがん検診)

「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」(平成20年3月31日付け健発第0331058号厚生労働省健康局長通知)に基づく推奨されるがん検診は以下のものである。

平成27年度までの検診

種 類	検査項目	対象者	受診間隔
胃がん検診	問診及び胃部エックス線検査	40歳以上	年1回
肺がん検診	質問、胸部エックス線検査及び喀痰細胞診	40歳以上	年1回
大腸がん検診	問診及び便潜血検査	40歳以上	年1回
子宮頸がん検診	問診、視診、子宮頸部の細胞診及び内診	20歳以上	2年に1回
乳がん検診	問診、視触診及び乳房エックス線検査	40歳以上	2年に1回

平成28年度からの検診

種 類	検査項目	対象者	受診間隔
胃がん検診	問診に加え、胃部エックス線検査又は胃内視鏡検査のいずれか	<u>50歳以上</u> ※当分の間、胃部エックス線検査については40歳以上に対し実施可	<u>2年に1回</u> ※当分の間、胃部エックス線検査については年1回実施可
肺がん検診	質問(問診)、胸部エックス線検査及び喀痰細胞診	40歳以上	年1回
大腸がん検診	問診及び便潜血検査	40歳以上	年1回
子宮頸がん検診	問診、視診、子宮頸部の細胞診及び内診	20歳以上	2年に1回
乳がん検診	問診及び乳房エックス線検査(マンモグラフィ) ※視触診は推奨しないが、乳房エックス線検査と併用による実施可	40歳以上	2年に1回

※下線部が変更点

※統計表の符号は次の通り。

調査対象外または該当なしの場合は「-」と表記。

※特に表記のない場合は、国の指針による検診方式及び対象者(年齢)により集計している。

(別表)

平成 28 年度がん検診対象者数

市町	胃がん (50 歳以上)			肺・大腸がん (40 歳以上)			子宮頸がん (20 歳以上)	乳がん (40 歳以上)
	男性	女性	計	男性	女性	計	女性	女性
宇都宮市	49,004	77,937	126,941	56,383	91,937	148,320	116,684	91,937
足利市	16,702	26,957	43,659	18,085	29,397	47,482	33,755	29,397
栃木市	18,709	28,918	47,627	20,108	31,927	52,035	37,195	31,927
佐野市	12,777	20,599	33,376	13,823	22,731	36,554	26,540	22,731
鹿沼市	10,668	16,731	27,399	11,586	18,487	30,073	21,590	18,487
日光市	10,187	15,790	25,977	10,897	16,984	27,881	19,040	16,984
小山市	15,855	24,741	40,596	17,731	28,505	46,236	35,638	28,505
真岡市	8,379	12,456	20,835	9,185	13,967	23,152	16,860	13,967
大田原市	8,941	12,427	21,368	10,134	13,645	23,779	16,737	13,645
矢板市	4,131	6,126	10,257	4,416	6,620	11,036	7,540	6,620
那須塩原市	11,863	17,579	29,442	13,042	19,761	32,803	23,743	19,761
さくら市	5,177	7,029	12,206	5,963	7,909	13,872	9,533	7,909
那須烏山市	3,897	5,612	9,509	4,150	5,978	10,128	6,614	5,978
下野市	5,793	9,018	14,811	6,205	10,213	16,418	12,558	10,213
上三川町	2,810	4,353	7,163	3,026	5,013	8,039	6,009	5,013
益子町	2,698	3,993	6,691	2,896	4,339	7,235	4,979	4,339
茂木町	2,073	2,978	5,051	2,169	3,112	5,281	3,354	3,112
市貝町	1,422	1,975	3,397	1,539	2,154	3,693	2,503	2,154
芳賀町	2,028	2,884	4,912	2,167	3,150	5,317	3,561	3,150
壬生町	4,306	6,547	10,853	4,655	7,194	11,849	8,634	7,194
野木町	2,920	4,490	7,410	3,102	4,902	8,004	5,795	4,902
塩谷町	1,585	2,388	3,973	1,676	2,526	4,202	2,772	2,526
高根沢町	2,942	4,566	7,508	3,219	5,160	8,379	6,288	5,160
那須町	3,849	5,345	9,194	4,167	5,694	9,861	6,257	5,694
那珂川町	2,644	3,581	6,225	2,783	3,795	6,578	4,182	3,795
計	211,360	325,020	536,380	233,107	365,100	598,207	438,361	365,100